

焼津水産ブランド基準

申請対象商品は、食品関係法規等の法令に違反していない水産関連食品で、以下の要件全てを満たすもの。

◆ 申請企業の条件

- (1) 関連法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- (2) ブランド申請企業が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に認定商品に添付する事業所であること。
- (3) 当事業で実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力する事業所。

◆焼津水産ブランド(一般枠)

1. 申請対象基準

◆自社製造商品で、焼津市内（旧大井川町含む）で小売販売がされていること。

※ 自社製造商品とは、

①自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場（焼津市内外を問わず）に委託生産したのも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまたは製品開発から関わりを持つことを条件とする。受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。

②本社が焼津にある企業で、市外にある自社工場で生産された商品で、自社製造商品として出荷している商品も含まれる。

③半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行う商品も含まれる。

◆商品の原材料に水産物または、水産加工品が相当量使用されていること。

2. 認定評価基準

一般審査（公募で集められた一般人の審査員による審査）と、専門審査の両方で合格の条件を満たした商品を焼津水産ブランドとして評価する。

◆ 一般審査 審査員が試食をして、審査員の30%以上が「うまい」と判断し、かつ、同審査員の30%以上が「買いたい」と判断した場合、一般審査は、合格となる。

◆ 専門審査 審査員が試食し、①味、②食感、③香りについての3つ審査項目に対し（良い3点、普通2点、悪い1点で、1項目最大3点）の評価が行われ、総合得点最大9点（1人）で、6点以上の評価をした審査員が半数以上で、合格となる。

◆焼津水産ブランド(学生特別枠)

●焼津水産ブランドの特別枠として学生自らが開発した商品を「学生特別枠」として設置する。

●市内高校で生産されている水産関連食品または、市内高校で試作された水産関連食品で市内製造業者に製造を委託して商品化された商品で、その高校の学園祭などですでに販売している商品。

◆認定評価基準については、焼津水産ブランド一般枠と同様である。

申請対象 市内高等学校

登録料 無料

出品数 1年1商品